

各訪問看護事業所の代表者様

香川県健康福祉部感染症対策課長

改正感染症法に基づく医療措置協定に係る協議の実施について（依頼）

本県の感染症対策の推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）対応を教訓として、新たな感染症に対する医療提供体制を迅速かつ適確に構築するため、令和4年12月の感染症法の改正により医療措置協定制度が創設されました（令和6年4月1日施行）。

これは、新たな感染症の感染拡大に備えて、あらかじめ県と医療機関（病院、診療所、薬局、訪問看護事業所）が協定を締結し、新興感染症発生時に要請する医療措置の内容を明らかにしておくとともに、平時から感染対策に係る準備をしていただくことで、新型コロナ発生時に構築した医療提供体制（入院、外来、在宅療養等）を、迅速に構築できるようにするものです。

については、当該協定に向けて、下記のとおり協議を実施しますので、回答に当たっての留意事項をご参照のうえ、ご回答いただきますようお願いいたします。

記

- 1 対象 香川県内の全ての病院、診療所、薬局、訪問看護事業所
- 2 回答様式 「医療措置協定の締結に係る協議書」のとおり
※電子データは、県ホームページ（別添回答に当たっての留意事項「説明資料」記載 URL 先のページ）にも掲載していますので、ダウンロードして、御回答ください。
- 3 回答期限 令和6年3月15日（金）（必着）
- 4 回答方法 原則として、電子メールで以下の宛先まで御回答ください。
【電子メール】 kansensyo@pref.kagawa.lg.jp
※ 電子メールでの回答が難しい場合は、FAXでの回答をお願いします。
【FAX】 087-861-1421

【担当者】

〒760-8570 高松市番町4-1-10
香川県 健康福祉部 感染症対策課
疫学・入院調整チーム 稲田・國岡
TEL 087-832-3922 FAX 087-861-1421
E-mail kansensyo@pref.kagawa.lg.jp

回答に当たっての留意事項

○協議に応じる義務

改正感染症法において、「協議に応じる義務」の規定が創設されました。訪問看護事業所の実情に応じて、やむを得ず、医療措置協定を締結しないことも想定されますが、協定締結に係る協議には、全ての訪問看護事業所が必ずご回答ください。

※ 本調査への回答をもって、「協議を実施した」とみなしますが、回答内容によっては、各訪問看護事業所の地域における役割分担や新型コロナでの対応実績を踏まえ、個別にご相談させていただくことがあります。

(参考) 改正感染症法第 36 条の 3

第 36 条の 3 都道府県知事は新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間に新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずるため、当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関の管理者と協議し、合意が成立したときは、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項をその内容を含む協定を締結するものとする。(省略)

2 前項の規定による協議を求められた医療機関の管理者は、その求めに応じなければならない。
(以下、省略)

○説明資料

説明資料等を県ホームページに掲載しています。

【説明資料、医療措置協定の締結に係る協議書等 URL、二次元バーコード】

https://www.pref.kagawa.lg.jp/kansensyo/kansensyoujouhou/topics/iryousotikyoutei_kyougi.html



【説明動画 URL】

https://www.youtube.com/watch?v=TNMw36_GGrU

○その他

『新型コロナ対応において、県の実施していた在宅療養支援に係る事業に「実施可能」との意向をお示しいただいた訪問看護事業所』及び『令和 5 年 7 月末から 8 月にかけて実施した医療措置協定に向けての事前調査において「対応可能」と御回答された訪問看護事業所』については、その内容を別添のとおり、添付しておりますので、その内容を踏まえて医療措置内容について、ご検討くださるようお願いいたします。

※ 事前調査に未回答であった訪問看護事業所においても、今回は、御回答くださるようお願いいたします。